

「障害児通所支援」利用の流れ

【1】市役所へ相談・申請
(まずは電話などでご相談ください。)

【連絡先・申請窓口】
檀原市 障がい福祉課
支援給付係
TEL: 0744-20-0015
檀原市分庁舎 2階
平日 8:30~17:15



申請手続きに必要な書類

- ① 障害者手帳もしくは医師の診断等により療育の必要性が確認できる書類
- ② 申請書
- ③ マイナンバーが確認できるもの
(昨年中に転入された方のみ)

【2】「障害児支援利用計画」の作成方法を選択

【3】市役所との面談(約1時間、保護者・お子様同伴で行います)



相談支援事業所に
依頼する場合



保護者が自分で作成する場合
(セルフプラン)

【4】障害児相談支援事業所と利用契約を締結

【5】「障害児支援利用計画案」の作成

※セルフプランで作成した場合は、ご自身で利用計画案のコピーをとり、保護者保管用としてください

【6】市役所に「障害児支援利用計画案」を提出

【7】支給決定後、郵送にて通所受給者証交付
※利用計画案提出から約2週間程度かかります



【8】障害児通所支援事業所との利用契約締結、障害児通所支援サービス利用開始

※相談支援事業所で利用計画案を作成した場合は、障害児通所受給者証交付後、相談支援事業所から「利用計画」を受領してください。